

鳥取県告示第291号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合

2 委託した家畜検査手数料

平成24年3月6日付鳥取県告示第137号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査に係る手数料

3 委託期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで